

さいたま市立地適正化計画アドバイザー会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）（以下「法」という。）第81条第1項の規定による「さいたま市立地適正化計画」の策定に際し、専門家等の意見を聴取する立地適正化計画アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 アドバイザー会議の会員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 法第81条第2項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号のほか、法第81条第1項の規定による住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 アドバイザー会議の会員は、都市計画、交通、防災又は経済等の知識を有する学識経験者及び関係行政機関の職員等により構成することとし、20名以内で組織する。

(任期)

第4条 アドバイザー会議の会員の任期は委嘱の日からさいたま市立地適正化計画の策定日までとする。

- 2 前項の会員が欠けた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 アドバイザー会議には会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、アドバイザー会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集する。

- 2 会議の進行は会長が行うものとする。
- 3 会議は、原則公開するものとする。ただし、会議の一部又は全部について会議を公開しない旨出席者の過半数をもって決議したときは、この限りでない。

(事務局)

第7条 アドバイザー会議の事務を処理するため、都市局都市計画部都市計画課を事務局とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月21日から施行する。